

2025年版  
ユーキャンの社労士 速習レッスン  
法改正に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記載内容について、法改正に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

●お知らせ

1. 下記は、本書の記載内容について、令和6年9月1日より後に公布された法令等であって、令和7年度試験の対象となるもの（令和7年4月11日現在施行のもの）についての変更箇所です。
2. 条文番号の変更については、原則として、記載を省略しています。

■「第20版 第1刷（2024年10月18日）」をお持ちの方

★【第1部】労働科目—第1章 労働基準法

法改正に伴う変更は、特にありません。

★【第1部】労働科目—第2章 労働安全衛生法

法改正に伴う変更は、特にありません。

★【第1部】労働科目—第3章 労働者災害補償保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
251	(2) 親族等による介護を受けた日がある月の場合 3行目	～常時介護の場合は <u>81,290</u> 円、随時介護の場合は <u>40,600</u> 円～	～常時介護の場合は <u>85,490</u> 円、随時介護の場合は <u>42,700</u> 円～	2025.5.30

★【第1部】労働科目一第4章 雇用保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
303	欄外 (※9) 下から4行目	～育児休業給付の支給申請～	～育児休業 <u>等</u> 給付の支給申請～	2025.5.30
315	(3) 賃金日額の特例 囲み内 ① 1行目～	～に被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書を～	～に被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(以下「 <u>休業等開始時賃金証明書</u> 」という。)を～	2025.5.30
362	(6) 支給申請手続 ① 3行目～	～支給申請書に <u>休業開始時賃金証明票</u> を～	～支給申請書に <u>休業開始時賃金月額証明票</u> ・ <u>所定労働時間短縮開始時賃金証明票</u> (以下「 <u>休業等開始時賃金証明票</u> 」という。)を～	2025.5.30
	(6) 支給申請手続 ② 3行目	～、被保険者 <u>休業開始時賃金証明書</u> を～	～、被保険者 <u>休業等開始時賃金証明書</u> を～	2025.5.30
	欄外 (※4) 2行目	特例高年齢被保険者に係る休業開始時賃金証明書は、～	特例高年齢被保険者に係る <u>休業等開始時賃金証明書</u> は、～	2025.5.30
366	(6) 支給申請手続 3行目～	～支給申請書に <u>休業開始時賃金証明票</u> を～	～支給申請書に <u>休業等開始時賃金証明票</u> を～	2025.5.30
	欄外 (※5) 下から5行目～	～までに、休業開始時賃金証明書を～	～までに、 <u>休業等開始時賃金証明票</u> を～	2025.5.30
367	(4) 支給申請手続 3行目	～起算して <u>8週間を経過する日の翌日</u> から～	～起算して <u>8週間を経過する日</u> (同一の子について2回目の出生時育児休業をした場合には <u>当該2回目の休業を終了した日</u> 、同一の子について出生時育児休業をした日数が通算して28日に達した場合には <u>当該28日に達した日</u> )の <u>翌日</u> から～	2025.5.30
	下から2行目	～支給申請書に休業開始時賃金証明票等を～	～支給申請書に <u>休業等開始時賃金証明票等</u> を～	
368	4. 支給申請手続 1行目	本書の編集時点では未定です(省令未交付)。	出生後休業支援給付金の支給申請手続は、原則として、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給申請手続と併せて、同一の支給申請書を用いて、事業主を経由して所轄公職業安定所の長に対して行わなければなりません(一体的に申請)。	2025.5.30
369	5. 支給申請手続 1行目	本書の編集時点では未定です(省令未交付)。	初めて育児時短就業給付金の支給を受けようとする者は、支給対象月の初日から起算して <u>4ヵ月以内に</u> 、支給申請書に <u>休業等開始時賃金証明票等</u> を添えて、事業主を経由して所轄公職業安定所の長に提出しなければなりません。	2025.5.30

★【第Ⅰ部】労働科目一第5章 労働保険徴収法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
402	②雇用保険率の弹力的変更	2行目の下に <b>徴収:別紙1</b> を追加してください。		2025.5.30
	欄外 (※1)	内容を <b>徴収:別紙2</b> に変更してください。		2025.5.30
429	欄外 (※11) 4行目	令和 <u>6</u> 年の～	令和 <u>7</u> 年の～	2025.5.30

**徴収:別紙1** (P402)

令和7年度の雇用保険率は、下記A及びBの弹力的変更が発動され（Cは発動なし）、A及びBに係る法本来の率がそれぞれ1,000分の1ずつ引き下げられました。

**徴収:別紙2** (P402)

●令和7年度の雇用保険率

	雇用保険率 A + B + C	A 失業等給付費等 充当徴収保険率	B 育児休業給付費 充当徴収保険率	C 二事業費 充当徴収保険率
一般の事業	<u>14.5</u> <u>1,000</u>	<u>7</u> <u>1,000</u>	<u>4</u> <u>1,000</u>	<u>3.5</u> <u>1,000</u>
農林水産業 清酒製造業	<u>16.5</u> <u>1,000</u>	<u>9</u> <u>1,000</u>	<u>4</u> <u>1,000</u>	<u>3.5</u> <u>1,000</u>
建設の事業	<u>17.5</u> <u>1,000</u>	<u>9</u> <u>1,000</u>	<u>4</u> <u>1,000</u>	<u>4.5</u> <u>1,000</u>

★【第II部】社会保険科目一第6章 健康保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
9	法改正のポイント 1行目	令和6年6月から～	令和6年6月及び令和7年4月から～	2025.5.30
52	欄外(※4) 3行目	～、令和6年度は30万円である。	～、令和7年度は32万円である。	2025.5.30
61	●食事療養標準負担額 欄外(※7) 5行目	表を <b>健保:別紙1</b> の内容に変更してください。 あたり460円の者～ ※訂正のお知らせにより「490円」に訂正していましたが、改正により「510円」に変更してください。	あたり510円の者～	2025.5.30 2025.6.13
63	●生活療養標準負担額	表を <b>健保:別紙2</b> の内容に変更してください。		2025.5.30
99	欄外(※5) 3行目～4行目	～、令和6年度は1,000分の16.0である。	～、令和7年度は1,000分の15.9である。	2025.5.30

健保:別紙1 (P61)

所得区分		食費／1食	
一般所得者	下記以外	<b>510円</b>	
	小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者	300円	
低所得者Ⅱ (※8)	減額申請を行った月以前の 12カ月以内の入院日数	90日以下	240円
		90日超	190円
低所得者Ⅰ(※9)		110円	

健保:別紙2 (P63)

所得区分	食費／1食			居住費/1日			
	医療の必要性		指定難病 患者	右記 以外	指定難病 患者		
	低い	高い					
一般	<b>510円</b> (470円※)		300円	<b>370</b> 円	0円		
低所得者Ⅱ	240円	240円 (入院90日超で190円)					
低所得者Ⅰ	140円	110円					
境界層該当者(※5)	110円			0円			

★【第Ⅱ部】社会保険科目一第7章 国民年金法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
153	欄外 (※5)	令和6年度の新規裁定者に係る改定率は、 <u>1.045</u> である。	令和7年度の新規裁定者に係る改定率は、 <u>1.065</u> である	2025.5.30
155	欄外 (※7) 5行目	令和6年度の調整率に係る～	令和7年度の調整率に係る～	2025.5.30
	欄外 (※11) 1行目	令和6年度の特別調整率は、～	令和7年度の特別調整率は、～	2025.5.30
161	1. 満額の年金額 囲み内	(令和6年度新規裁定者価額： <u>816,000</u> 円)	(令和7年度新規裁定者価額： <u>831,700</u> 円)	2025.5.30
179	1. 障害基礎年金の額 表内 障害等級2級	(令和6年度新規裁定者価額： <u>816,000</u> 円)	(令和7年度新規裁定者価額： <u>831,700</u> 円)	2025.5.30
180	(2) 加算額 表内 第1子・第2子	(令和6年度価額： <u>234,800</u> 円)	(令和7年度価額： <u>239,300</u> 円)	2025.5.30
	表内 第3子以降	(令和6年度価額： <u>78,300</u> 円)	(令和7年度価額： <u>79,800</u> 円)	
189	1. 遺族基礎年金の 基本的な額 囲み内	(令和6年度新規裁定者価額： <u>816,000</u> 円)	(令和7年度新規裁定者価額： <u>831,700</u> 円)	2025.5.30
190	子についての加算額 表内 第1子・第2子	(令和6年度価額： <u>234,800</u> 円)	(令和7年度価額： <u>239,300</u> 円)	2025.5.30
	表内 第3子以降	(令和6年度価額： <u>78,300</u> 円)	(令和7年度価額： <u>79,800</u> 円)	
191	子についての加算額 表内 第2子	(令和6年度価額： <u>234,800</u> 円)	(令和7年度価額： <u>239,300</u> 円)	2025.5.30
	表内 第3子以降	(令和6年度価額： <u>78,300</u> 円)	(令和7年度価額： <u>79,800</u> 円)	
202	欄外 (※2) 2行目・3行目	基準月の属する年度が令和6年度(保険料額は <u>16,980</u> 円)であって、～	基準月の属する年度が令和7年度(保険料額は <u>17,510</u> 円)であって、～	2025.5.30
	8行目～9行目	～、 <u>509,400</u> 円 (= <u>16,980</u> 円×2分の1～	～、 <u>525,300</u> 円 (= <u>17,510</u> 円×2分の1～	
	11行目	～、令和6年度の～	～、令和7年度の～	

## 【第II部】社会保険科目一第8章 厚生年金保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日												
277	欄外 (※6)	令和 <u>6</u> 年度の新規裁定者に係る改定率は、 <u>1.045</u> である。	令和 <u>7</u> 年度の新規裁定者に係る改定率は、 <u>1.065</u> である	2025.5.30												
278	欄外 (※2) 5行目	令和 <u>6</u> 年度は 0.996。	令和 <u>7</u> 年度は 0.996。	2025.5.30												
	(1) 加給年金額表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加給年金額 (令和<u>6</u>年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率 (234,800円)</td> </tr> <tr> <td>224,700円×改定率 (234,800円)</td> </tr> <tr> <td>74,900円×改定率 (78,300円)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和 <u>6</u> 年度価額)	224,700円×改定率 (234,800円)	224,700円×改定率 (234,800円)	74,900円×改定率 (78,300円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加給年金額 (令和<u>7</u>年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率 (239,300円)</td> </tr> <tr> <td>224,700円×改定率 (239,300円)</td> </tr> <tr> <td>74,900円×改定率 (79,800円)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和 <u>7</u> 年度価額)	224,700円×改定率 (239,300円)	224,700円×改定率 (239,300円)	74,900円×改定率 (79,800円)	2025.5.30				
加給年金額 (令和 <u>6</u> 年度価額)																
224,700円×改定率 (234,800円)																
224,700円×改定率 (234,800円)																
74,900円×改定率 (78,300円)																
加給年金額 (令和 <u>7</u> 年度価額)																
224,700円×改定率 (239,300円)																
224,700円×改定率 (239,300円)																
74,900円×改定率 (79,800円)																
293	(2) 特別加算額表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別加算額 (令和<u>6</u>年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,200円×改定率 (34,700円)</td> </tr> <tr> <td>66,300円×改定率 (69,300円)</td> </tr> <tr> <td>99,500円×改定率 (104,000円)</td> </tr> <tr> <td>132,600円×改定率 (138,600円)</td> </tr> <tr> <td>165,800円×改定率 (173,300円)</td> </tr> </tbody> </table>	特別加算額 (令和 <u>6</u> 年度価額)	33,200円×改定率 (34,700円)	66,300円×改定率 (69,300円)	99,500円×改定率 (104,000円)	132,600円×改定率 (138,600円)	165,800円×改定率 (173,300円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別加算額 (令和<u>7</u>年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,200円×改定率 (35,400円)</td> </tr> <tr> <td>66,300円×改定率 (70,600円)</td> </tr> <tr> <td>99,500円×改定率 (106,000円)</td> </tr> <tr> <td>132,600円×改定率 (141,200円)</td> </tr> <tr> <td>165,800円×改定率 (176,600円)</td> </tr> </tbody> </table>	特別加算額 (令和 <u>7</u> 年度価額)	33,200円×改定率 (35,400円)	66,300円×改定率 (70,600円)	99,500円×改定率 (106,000円)	132,600円×改定率 (141,200円)	165,800円×改定率 (176,600円)	2025.5.30
特別加算額 (令和 <u>6</u> 年度価額)																
33,200円×改定率 (34,700円)																
66,300円×改定率 (69,300円)																
99,500円×改定率 (104,000円)																
132,600円×改定率 (138,600円)																
165,800円×改定率 (173,300円)																
特別加算額 (令和 <u>7</u> 年度価額)																
33,200円×改定率 (35,400円)																
66,300円×改定率 (70,600円)																
99,500円×改定率 (106,000円)																
132,600円×改定率 (141,200円)																
165,800円×改定率 (176,600円)																
296	③支給停止調整額 タイトル	③支給停止調整額 (令和 <u>6</u> 年度は <u>50</u> 万円)	③支給停止調整額 (令和 <u>7</u> 年度は <u>51</u> 万円)	2025.5.30												
	欄外 (※2) 5行目～6行目	～、令和 <u>6</u> 年度は <u>50</u> 万円とされた。	～、令和 <u>7</u> 年度は <u>51</u> 万円とされた。	2025.5.30												
306	(2) 最低保障額 囲みの下 2行目	※令和 <u>6</u> 年度新規裁定者価額： <u>612,000</u> 円	※令和 <u>7</u> 年度新規裁定者価額： <u>623,800</u> 円	2025.5.30												
307	(2) 加給年金額表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加給年金額 (令和<u>6</u>年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率 (234,800円)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和 <u>6</u> 年度価額)	224,700円×改定率 (234,800円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加給年金額 (令和<u>7</u>年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率 (239,300円)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和 <u>7</u> 年度価額)	224,700円×改定率 (239,300円)	2025.5.30								
加給年金額 (令和 <u>6</u> 年度価額)																
224,700円×改定率 (234,800円)																
加給年金額 (令和 <u>7</u> 年度価額)																
224,700円×改定率 (239,300円)																
319	(2) 中高齢寡婦加算額 囲みの下 2行目	※令和 <u>6</u> 年度価額： <u>612,000</u> 円	※令和 <u>7</u> 年度価額： <u>623,800</u> 円	2025.5.30												

★【第III部】一般常識科目一第9章 労務管理その他の労働に関する一般常識

法改正に伴う変更は、特にありません。

★【第III部】一般常識科目一第10章 社会保険に関する一般常識

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日							
97	欄外 (※6) 1行目	令和6年度の～	令和7年度の～	2025.5.30							
	4行目	～、合計 106万円（～	～、合計 109万円（～								
	6行目	～(65万円)、～	～(66万円)、～								
	8行目	～(24万円)、～	～(26万円)、～								
104	欄外 (※2)	保険料の賦課限度額（令和6年度価額）は、原則 80万円である。	保険料の賦課限度額（令和7年度価額）は、80万円である。	2025.5.30							
149	4. 特定障害者給付金法 下から2行目～	令和6年度の特別障害給付金の月額は、障害等級1級の場合が 55,350円、障害等級2級の場合が 44,280円です。	令和7年度の特別障害給付金の月額は、障害等級1級の場合が 56,850円、障害等級2級の場合が 45,480円です。	2025.5.30							
150	●給付額の例 タイトルの右	※～を 11,333円として計算	※～を 11,551円として計算	2025.5.30							
	表 給付額（月額）の列	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,655円</td> </tr> <tr> <td>3,983円 + 2,833円 = 6,816円</td> </tr> <tr> <td>2,655円 + 5,667円 = 8,322円</td> </tr> </tbody> </table>	給付額（月額）		2,655円	3,983円 + 2,833円 = 6,816円	2,655円 + 5,667円 = 8,322円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,725円</td> </tr> <tr> <td>4,088円 + 2,888円 = 6,976円</td> </tr> <tr> <td>2,725円 + 5,776円 = 8,501円</td> </tr> </tbody> </table>		給付額（月額）	2,725円
給付額（月額）											
2,655円											
3,983円 + 2,833円 = 6,816円											
2,655円 + 5,667円 = 8,322円											
給付額（月額）											
2,725円											
4,088円 + 2,888円 = 6,976円											
2,725円 + 5,776円 = 8,501円											
欄外 (※5) 6行目～7行目	令和6年度の額は 5,310円である。	令和7年度の額は 5,450円である。	2025.5.30								
欄外 (※6) 3行目～4行目	～11,333円である（令和6年度の新規裁定者の額）。	～11,551円である（令和7年度の新規裁定者の額）。	2025.5.30								
10行目	～により、5,666円となる。	～により、5,775円となる。									
欄外 (※7)	令和6年度の額は、6,638円である。	令和7年度の額は、6,813円である。	2025.5.30								